

## 申請書類チェックリスト【給水装置】 (変更届/廃止・休止・再開届/主任技術者選任・解任届 その他)

## 【届出内容別提出書類】

※該当する届出内容のチェック欄の口に✔を記入し、提出してください。

			1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	チ
提出書類届出内容		指定給水装置工 事事業者指定事 項変更届出書 (様式第10)	誓約書 (様式第2)	定款 (写し)	登記事項 証明書	住民票	身分証明書	位置図 外観·内観写真 ※任意様式	給水装置工事 主任技術者選 任·解任届出書 (様式第3)	給水装置工事 主任技術者免 状・雇用が確認 できる書類	指定給水装置工事 事業者·廃止·休 止·再開届出書 (様式第11)	旧指定給水装置 工事事業者証 ※返納	ェック欄	
変更(※1)	会社名	法人	0		0	0							0	
		個人	0										0	
	代表者	法人	0	0	0	0	0	0					0	
	役員	法人	0	0		0								
	所在地	法人	0		0	0			0				0	
		個人	0				0%		0				0	
(※2) 対称者の	技術者 の解任	法人								〇(解任届)				
		個人								〇(解任届)				
	技術者 の選任	法人								〇(選任届)	0			
		個人								〇(選任届)	0			
廃止・休止・再開	休止	法人										0	0	
		個人										0	0	
	廃止	法人								〇(解任届)		0	0	
		個人								〇(解任届)		0	0	
	再開	法人								〇(選任届)	0	0		
		個人								〇(選任届)	0	0		

- ※1 指定事項に変更が生じた場合は、当該変更のあった日から、30日以内に、上記の表にしたがって書類を提出してください。
- ※2 給水装置工事主任技術者の選任・解任をしたときは、遅滞なく上記の表にしたがって書類を提出してください。
- ※3 指定給水装置工事事業者を廃止・休止する場合は、当該廃止又は休止の日から30日以内、再開の場合は当該事由が生じた10日以内に上記の表にしたがって書類を提出してください。
- なお、「指定給水装置工事事業者証」の交付を受けている場合は、廃止・休止の際に返納する必要がありますのでご注意ください。 ※その他留意事項
  - ③定款(写し):代表者の原本証明が必要。 ④登記事項証明書:発行して3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の原本。
  - ⑤住民票:発行して3ヶ月以内の原本《営業所の所在地が記載されていない場合は、所在地を証明できるものが必要》
- (例:営業証明書、賃貸借契約書等)